

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第13条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

耐震対策について

南海沖トラフ大地震(マグニチュード8~9級)の起きる確率は、政府発表での30年以内に70~80%とされています。この大震災によって、土砂災害警戒区域に指定されている、土砂埋め立て地域である鷺沼駅・ホーム北側の法面が、地震に耐えられず、崩壊して線路に崩れ落ちる危険が生じます。また、その崩壊に伴い、陸橋の崩落も想定されます。この対策なしに再開発事業の進行はできませんし、許されません。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者(事業者)が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日(木)まで(当日消印有効)